

令和8年度（2026年度）修学奨励費修学生出願のしおり

公益財団法人 山口県ひとつくり財団 奨学センター

山口県ひとつくり財団は、向学心に富み有能な素質を有しながら、経済的な理由により修学が困難な勤労青少年の修学促進に寄与するため、学資の貸与を行っています。令和8年度修学奨励費の貸与について、次のとおり募集します。

〈修学奨励費修学生出願の資格〉

- 1 保護者等が山口県内に住所を有している者
- 2 山口県内の高等学校定時制課程若しくは通信制課程に在学している者又は広域の通信制課程に在学している者（独立生計者は山口県内に住所を有していること）
- 3 経済的理由により修学が困難であると認められる者
- 4 恒常的に収入を得ることができる職業に就いている者
- 5 他の奨学金（給付型を除く）の貸与を受けていない者
- 6 学校が定める修業年限で、卒業までに至る学習計画を有すると認められる者

〈募集定員、募集期間、貸与期間及び貸与月額〉

- 1 募集定員 30人（公立高校20人、私立高校10人）
- 2 募集期間 令和8年6月1日（月）～ 令和8年6月15日（月）
注意 学校への書類提出締切は、募集期間と異なることがありますので、学校に確認してください。
- 3 貸与期間 単年度募集とし、当該年度の4月から翌年の3月まで貸与します。
- 4 貸与月額 14,000円（一律）

〈出願の手順〉

出願に必要な書類は次のとおりです。在学する学校を経由して提出してください。

- 1 修学奨励費修学生願書
- 2 住民票
《発行3か月以内の家族全員分（本籍・個人番号の記載されていないもの）》
※本人及び保護者等が外国籍の場合、永住者であることが分かるよう在留資格欄の表示が必要です。
- 3 令和8年度課税証明書
《令和8年6月1日以降発行の生計維持者全員分（住民税課税標準額及び市町村民税調整控除額の記載があるもの）》
※住民税課税標準額及び市町村民税調整控除額の記載がない場合は、別紙「山口県ひとつくり財団奨学金等に係る課税証明書（補足書）」が必要です。
- 4 就職証明書（1回目用）《4月分から5月分》
- 5 学習計画書（単位制定時制課程又は通信制課程の場合のみ）

- 書類1、4、5の取得については、学校へ申し出てください。
- 書類2、3は、市町役場等で交付を受け、原本を提出してください。
- 書類4は、本人の勤務先の証明が必要です。
- 書類5は、学校の承認をもらってください。

〈採否の決定通知と誓約書及び修学奨励費借用証書の提出〉

- 1 修学奨励費修学生願書及び関係書類に基づき、修学生としての審査をし、その結果については在学する学校を經由して通知します。
- 2 貸与の決定通知を受けた者は、「誓約書」及び「修学奨励費借用証書」を整え、連帯保証人2人（1人は保護者等、もう1人は別世帯で、独立して生計を営む有職者で返還に責任を負うことのできる65歳以下の成人）の印鑑登録証明書を添付して、定められた日（別途通知）までに提出してください。定められた日までに提出がない場合は、採用を取り消すことがあります。
なお、父と母の2人で連帯保証人になることはできません。また、本財団の奨学金の貸与を受け返還を完了していない奨学生本人は、連帯保証人にはなれません。

〈修学奨励費受領の資格確認の提出〉

- 1 修学奨励費受領確認書 3月（年1回）
- 2 就職証明書 出願時の提出以外に、9月・11月・1月・3月（年5回）
※原則、月15日程度の就業とし要件に満たない場合、貸与不可となります。
- 3 学業成績証明書 3月（年1回）

〈貸与の取消等〉

次の各項目に該当するときは、修学奨励費の貸与を取り消します。

- 1 出願の資格を喪失したとき
- 2 貸与を辞退したとき、学業成績や素行が不良になったとき、又は疾病等で修学の見込みがなくなったとき
- 3 その他、修学奨励費の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

〈修学奨励費の返還〉

- 1 学校が定める修業年限で卒業できなかったとき、又は年度途中で貸与を取り消された場合は、修学奨励費を返還することになります。返還の開始時期等は、返還義務の事由が生じた翌月から起算して、6か月後から貸与期間に相当する期間内で返還しなければなりません。
なお、定められた返還期限までは無利息ですが、返還期限を過ぎても返還が完了していないときは、残元金に対して年5.0%の延滞利息を払わなければなりません。
- 2 修学奨励費を返還しなければならない者で、次のいずれかに該当するときは、願い出により修学奨励費の返還を猶予することがあります。
 - ① 貸与終了（取消等）後も引き続き学校に在学しているとき
 - ② 修学奨励費修学生が上級学校へ進学したとき
 - ③ 災害、疾病その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき

〈返還の免除〉

高等学校の定時制課程又は通信制課程を学校が定める修業年限で卒業したときは、申請により修学奨励費の返還の債務を免除します。

〒753-0072 山口市大手町2番18号 山口県教育会館内
公益財団法人 山口県ひとづくり財団 奨学センター
電 話 083-933-4770（平日8:30~17:00）